

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和3年度 第3回

令和3年8月5日(木)開催

1 日 時 令和3年8月5日(木) 15時40分～16時20分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 鷲谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)

(2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)

1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

資料番号2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第3回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それではこれからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

それでは本日もよろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表井上委員、使用者代表堀江委員、2名の方をお願いをいたします。

本日審議する議題ですが、議題1「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)」、議題2「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」、議題3「その他」となっております。

それでは議題1 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申についてを審議します。

秋田県最低賃金の改定については、本審議会からの付託により、秋田県最低賃金専門部会において本日まで3回の会議を開催し、全会一致を目指して審議を重ねてきたところでありますけれども、今年度は最後まで意見の一致をみることができませんでした。

このため公益委員で協議しまして、これまでの各側のご意見と中央最低賃金審議会の目安答申、各種統計資料等を基に総合的に判断いたしまして、公益委員見解を示し、採決により専門部会の結論としたい旨発議したところ、労使とも了解されましたので公益委員見解の採決を行いました。その結果賛成5名、反対3名となりまして、公益委員見解を専門部会の結論として、この本審に報告することとなったものであります。

それでは事務局から専門部会での審議経過等を報告してください。

○鷲谷賃金室長

専門部会の審議経過についてご報告いたします。

令和3年秋田県地域別最低賃金額改正にあたっては、7月26日、8月3日、本日8月5日と3回の専門部会を開催し、改正額の根拠等についてそれぞれ真摯な

議論が展開され、十分審議を尽くしていただいたところであります。

7月26日の第1回専門部会では部会長に赤坂委員、部会長代理に臼木委員を選出いたしました。

部会では審議会に対して関係労働者から9件の意見書が提出され、参考人として2名を専門部会に招致し、直接意見を聴取いたしました。

またこれ以降の審議は、率直な意見交換及び意思決定の中立性等を確保するため、運営規程に基づき非公開で行うことといたしました。

その後労使各委員から、それぞれ最低賃金の改正審議に臨む基本的な考え方及び金額提示がなされました。

さらに金額審議を行い、公益委員と労使それぞれの委員による個別会議を行い、労使意見の調整を図りました。

8月3日の第2回専門部会では引き続き個別会議により労使意見の調整を図りつつ、金額審議を行いました。

さらに本日行われた第3回専門部会でも個別会議により労使意見の調整を図りつつ金額審議を行ったところですが、残念ながら労使の合意を得るには至りませんでした。そのため公益委員見解を示し、採決により専門部会の結論とすることについて労使とも了解されたので、秋田県最低賃金を30円引き上げ822円とする内容について採決をとったところ、賛成多数により専門部会の結論となりました。

次に、専門部会報告を読み上げます。

令和3年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 赤 坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月30日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

赤 坂 薫

臼 木 智 昭

長 岐 和 行

(労働者代表委員)

井 上 正 克

後 藤 正 文

佐 藤 伸 幸

(使用者代表委員)

時 田 祐 司

堀 江 重 久

脇 正 雄

秋田県最低賃金

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間822円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

以上です。

○赤坂会長

ただ今の審議経過および専門部会報告について、質問、意見等があればお願いいたします。

特にないようですので、専門部会報告に基づき現行の秋田県最低賃金時間額792円を30円引き上げて時間額822円に改定することを当審議会の答申とすることについて、採決を取りたいと思います。

初めに専門部会報告の内容を答申することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成 9名】

次に反対の方挙手をお願いいたします。

【反対 5名】

ありがとうございます。そうすると賛成が9名、反対が5名ということであり、賛成多数と認めます。よって本審議会は専門部会報告のとおり、現行の秋田県最低賃金額792円を30円引き上げて時間額822円とするということを秋田労働局長に答申することといたします。

それでは事務局から答申文案を各委員に配付していただき、その上で読上げを

お願いいたします。

○鷲谷賃金室長

それでは、読み上げます。

(案)

令和3年8月5日

秋田労働局長

甲 斐 三 照 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年6月30日付け秋労発基0630第3号をもって貴職から諮問の あった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間822円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

以上です。

○赤坂会長

ただ今読み上げていただいた答申文(案)でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それではこの内容で労働局長に答申をいたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここで中断願います。ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくをお願いいたします。

○赤坂会長

それではここで労働局長からご発言をお願いいたします。

○甲斐労働局長

ただ今秋田地方最低賃金審議会会長から答申をいただきました。

本年6月30日に諮問申し上げて以来、皆様方には大変お暑い中、また本当にお忙しい中、精力的なご審議を賜りまして本日答申をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

本日いただきました答申でございしますが、秋田県内の経済・雇用の状況・実態を見極めたうえ、また地域間格差の縮小にもご配慮いただいたものと重く受け止めているところでございます。今後この答申を尊重いたしまして秋田県最低賃金を決定して参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

この引上げ額でございしますが、秋田県では過去最高ということでございます。当然最低賃金の引上げにより影響を受ける企業もたくさんあるかと思っております。

労働局といたしましては、改正された最低賃金額を知らないということがないように、最低賃金が発効する前に周知広報等を積極的に取り組んでまいりたいと思っております。またそれに併せまして業務改善助成金をはじめ、中小企業・小規模事業者の方が継続的に賃上げができるような環境整備に資する助成制度の周知広報等にも努めてまいりまして、支援を進めてまいりたいと思っております。

でございます。

委員の皆様にも周知広報も併せまして引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○赤坂会長

それでは今後の発効手続きについて事務局から説明をしてください。

○鷺谷賃金室長

本日の答申を受け、最低賃金法第11条に基づき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出の期間は15日間となっており、期限は8月20日金曜日とします。その間に異議の申出が提出された場合はその申出について審議するため本審議会を開催することとなります。

異議の申出が提出されなかった場合は、当該異議の申出公示期間終了後に官報掲載の手続きを経て発効となります。

また異議の申出があった場合は、当該異議の申出に関する審議会の意見が提出された後、速やかに最低賃金の改定を行い、官報掲載の手続きを経て発効となります。

官報公示の30日後の10月1日に発効する予定です。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今のご説明について何かご質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、次の議題に移ります。

議題2ですが、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)となっております。諮問に至る経緯について事務局から説明してください。

○鷺谷賃金室長

特定最低賃金につきましては、非鉄金属製錬・精製業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、自動車・自動車部品・附属品小売業の4業種について設けられているところです。

この4業種の特定最低賃金について本年3月末までに改正の申出の意向があり、7月末までに労使から申出書の提出がありました。以上です。

○赤坂会長

それでは局長からご発言をお願いいたします。

○甲斐労働局長

ただ今ご説明したとおり、今般本職に対しまして、秋田県特定最低賃金4件に関わる改正決定の申し出がございましたので、改正決定の必要性につきまして貴会の意見をいただきたく諮問いたします。

ご審議の上どうか速やかにご答申いただきますようお願いいたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくようお願いいたします。

○赤坂会長

それでは事務局は、諮問文を読み上げて下さい。

○佐藤賃金指導官

それでは資料1-1の諮問文写を読み上げます。

秋労発基0805第1号

令和3年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

甲斐 三 照

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定

の必要性の有無について(諮問)

令和3年6月25日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長 近藤洋二 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以下その他3つの特定最低賃金につきましては、業種・申出年月日・申出者のみ読み上げさせていただきます。

資料1-2をご覧ください。秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)令和3年7月20日、ジェイ・エイ・エム秋田 会長 宮崎美寿。

次に資料1-3をご覧ください。秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)令和3年7月27日、自動車総連秋田地方協議会議長 佐藤純。

次に資料1-4をご覧ください。秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)令和3年7月27日、自動車総連秋田地方協議会議長 佐藤純。以上4件でございます。

○赤坂会長

ただ今局長から4つの特定最賃の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。当審議会においては秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書により、必要性の審議は特別小委員会を設置して行なうこととしております。

そこで秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金特別小委員会の設置について審議をいたします。事務局から特別小委員会設置の手続について説明をしてください。

○鷲谷賃金室長

特別小委員会の委員につきましては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領の3の規定によりまして、「特別小委員会は公益を代表とする委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成すること。また各委員は審議会の議決により会長が指名する。」となっております。

このため前もって労使各側からご推薦をいただいた委員と公益委員による名簿(案)を資料2とお作り作成しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、特別小委員会の委員について、資料2の本案のとおり指名することでご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは各側から推薦いただいた名簿案のとおり、指名することとしますので、各委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

次に議題3のその他ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○鷺谷賃金室長

今後の審議日程について事務局から提案させていただきます。

8月5日、本日の答申を受け、8月5日に答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出があった場合、異議審を8月23日の午前中に開催したいと考えております。また、同日、これに先立ちまして、特別小委員会も開催したいと考えております。いずれも午前中の開催となりますが、開催時間は、特別小委員会が午前10時からとなります。異議審は特別小委員会が終了次第となりますので、午前10時30分頃からの開催予定としております。

異議申出がなかった場合については、異議審を開催する必要はありませんので、その場合には、別途連絡させていただきます。

また以前からお伝えしておりますが、報道関係者から皆様に照会があった場合には、審議会の概要につきまして事務局が対応することといたしますのでよろしくお願いいたします。

○赤坂会長

審議日程について、何かご質問がありますでしょうか。

他に何かございますか。

○鷺谷賃金室長

参考資料ということで最低賃金の改正の推移表をお配りいたします。

○赤坂会長

すいません、確認です。23日の特別小委員会と本審はこの場所ですか。

○鷺谷賃金室長

このこと同じ場所です。よろしくお願いいたします。

○赤坂会長

他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これもちまして本審議会を閉会いたします。

本日は大変お疲れ様でした。